## 看護師養成所(3年課程) 自己点検表

## 養成施設名:

課程の別: 昼間·夜間·通信·その他( ) 修業年限:( )年

法 · · · 保健師助産師看護師法

施 行 令…保健師助産師看護師法施行令

指定規則・・・保健師助産師看護師学校養成所指定規則

指導要領・・・岐阜県看護師等養成所の運営に関する指導要領(令和3年4月1日改正)

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(令和5年4月1日作成)

|   |  |   |  | 判定<br>————————————————————————————————————                                    | 確認書類                                    |
|---|--|---|--|---|---|
| 学生に                                     | こ関する事項   |   | 業後に看護師等養成所に入                             |   |   |
| (1)                                     | 入所資格を有しない者を入所させていないか。  |   | 学校又は中等教育学校の <sup>2</sup><br>月書は必要であるので注意 |   | •学則                                     |
|   | 〇学校教育法第90条第1項に該当する者か。(指定規則第4条第1項第1号)   |   |  |   | - 募集要項                                  |
| (2)                                     | 入学資格の確認は、以下の書類のうちいずれかを提出させ確実に行っているが  | か。(指導要領第4   | -1(1)イ(ア))                               | 適・否・該当なし  | -各種規程                                   |
|   | ・高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書   |   |  |   | ・学生から                                   |
|   | ・高等学校卒業程度認定試験合格証明書、合格成績証明書又は合格見  | 込成績証明書  |  |   | 提出された                                   |
|   | ・その他学校教育法第90条第1項に該当することを証明する書類   |   | 書類                                       |   |   |
| (3)                                     | 入学選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適   | 、(指導要領第4-2(1))                                      | 適・否・該当なし                                 |   |   |
| (4)                                     | 看護師としての能力や適性にかかわりのない事項(体型、年齢、家族関係、色  | 適・否・該当なし  |  |   |   |
|   | よって入学制限をしていないか。(指導要領第4-2(2))   |   |  |   |   |
| (5)                                     | 他の分野で働く社会人に対して、その経験に配慮した入試を設けているか。(丼   | 指導要領第4-2(3))  |  | 適・否・該当なし  |   |
| (6)                                     | 入学の選考にかかわりのない書類(戸籍抄本、家族調書等)を提出させていな  | 第4-2(4))  | 適・否・該当なし                                 |   |   |
| (7)                                     | 学生の卒業は、学生の成績を評価して認めているか。(指導要領第4-3(1))  |   | 適・否・該当なし                                 |   |   |
| (8)                                     | 欠席日数が出席すべき日数の1/3を超える者の卒業を認めていないか。(指導   | 要領第4-3(2))  |  | 適・否・該当なし  |   |
| (9)                                     | 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生<br>医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取り扱いをし<br>(指定規則第4条第1項第12号 指導要領第4-4(1))       | とする者が、特定の   | 適・否・該当なし                                 |   |   |
| (10)                                    | 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報  | <br>提供や必要な助言  | <br>、指導等を行って                             |   |   |
|   | いるか。(指導要領第4-4(2))  |   |  |   |   |
| (11)                                    | 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違   | 反する業務を行わ  | ないように指導して                                |   | *************************************** |
|   | いるか。(指導要領第4-4(3))  |   |  |   |   |
|   | サイス として  |   |  |   |   |
| *************************************** |  | <br>こと)   |  |   |   |
|   | ①普通教室(同時に行う授業の数に応じ、必要な数が専用であること。(指定規   |   | 6号)                                      |   | 平面図                                     |
|   | ②実習室及び在宅看護実習室は専用であるか。(指定規則第4条第1項第7号)   |   | 適・否・該当なし                                 | ·校舎各室   |   |
|   | (以下の全てを満たすこと。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用可)   |   | 一覧表                                      |   |   |
|   | ア 専門領域の校内実習を行うのに必要な専用の実習室を有すること。(指   |   |  |   |   |
|   | イ 学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上であること。(指導   |   |  |   |   |
|   | 一  |   |  |   |   |
|   | エ 実習に要する機械器具を格納する場所を備えること。(指導要領第7-5(   |   |  | 適・否・該当なし  |   |
|   | オ 2以上の課程を併設し、共有する場合でも課程数以上の数の実習室を  |   | I.V.                                     |   |   |
|   | (指導要領第7-5(1))  | ログ 単のこの 重める   | • •                                      |   |   |
|   | ③図書室はあるか。(指定規則第4条第1項第7号、第2項第7号)  |   | 機械器具、模型等が故障                              | や破損した場合は  |   |
| (2)                                     | ○ 以下の教育上必要な機械器具、模型及び図書を有するか。(指導要領第7-7(1)   | 1) 別集0) ←   | 適宜更新すること。                                | 4 <i>†</i> 51   | <br>-備品類                                |
| (2)                                     |  | 図書は定期的に更新され<br>必要なので注意すること。                         | していることが                                  | 目録  |   |
|   | 品 目<br>ベッド   | 数量  |  |   | •図書目録                                   |
|   | 1/\"/C   |   |  |   |   |
|   |  | <b>** * * * * * * * * *</b>                         |  | · 本   |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの)  | 学生4人に1  |  | 適・否・該当なし  |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド   | 適当数   |  | 適・否・該当なし  |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド   | 適当数適当数  |  | 適・否・該当なし 適・否・該当なし   |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器   | 適当数<br>適当数<br>※                                     |  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし  |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台   | 適当数<br>適当数<br>※<br>適当数                              |  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし                                  |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器  床頭台 オーバーベッドテーブル  | 適当数<br>適当数<br>※                                     |  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし                      |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台 オーバーベッドテーブル 患者用移送車(ストレッチャー)   | 適当数<br>適当数<br>※<br>適当数<br>適当数                       |  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし          |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台 オーバーベッドテーブル 患者用移送車(ストレッチャー) 担架                                      | 適当数<br>適当数<br>※<br>適当数                              |  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし                      |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台 オーバーベッドテーブル 患者用移送車(ストレッチャー) 担架 実習用モデル人形                             | 適当数<br>適当数<br>※<br>適当数<br>適当数<br>1                  |  | 適・否・該当なしる。該当なししる。 適・否・該当ないしる。 適・否・該当ないしる。 適・否・該当ないしる。 適・否・該当ないしる。 適・否・該当ないしる。 |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台 オーバーベッドテーブル 患者用移送車(ストレッチャー) 担架 実習用モデル人形                             | 適当数<br>適当数<br>※<br>適当数<br>1<br>※<br>学生10人に1         |  | 適のである。 のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、                               |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台 オーバーベッドテーブル 患者用移送車(ストレッチャー) 担架 実習用モデル人形 看護実習モデル人形 注射訓練モデル           | 適当数<br>適当数<br>※<br>適当数<br>1<br>※<br>学生10人に1<br>適当数  |  | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適  |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台 オーバーベッドテーブル 患者用移送車(ストレッチャー) 担架 実習用モデル人形 看護実習モデル人形 注射訓練モデル 静脈採血注射モデル | 適当数<br>適当数<br>※ 適当数<br>1 ※<br>学生10人に1<br>適当数<br>適当数 |  | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適   |   |
|   | 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なもの) 小児用ベッド 新生児用ベッド 保育器 床頭台 オーバーベッドテーブル 患者用移送車(ストレッチャー) 担架 実習用モデル人形 看護実習モデル人形 注射訓練モデル           | 適当数<br>適当数<br>※<br>適当数<br>1<br>※<br>学生10人に1<br>適当数  |  | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適  |   |

|  |   | 1  |
|--|---|--|
| 吸引訓練モデル  | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| 導尿訓練モデル<br>  | 適当数<br>   | 適・否・該当なし   |
| 院腸訓練モデル<br>  |   | 適・否・該当なし   |
| 乳房マッサージ訓練モデル   | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| 沐浴用人形<br>  | 学生4人に1  | 適・否・該当なし   |
| ファントーム   | <u>適当数</u>  | 適・否・該当なし<br>   |
| 看護用具等<br>  | Andre alle Mer  |  |
|  |   | 適・否・該当なし   |
| 清拭用具一式<br>   | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| <b>沐浴槽</b><br>   | 学生4人に1  | 適・否・該当なし   |
| 排泄用具一式<br>   |   | 適・否・該当なし   |
| <u> 口腔ケア用具一式</u><br>   | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| <b>電法用具一式</b>  |   | 適・否・該当なし<br>   |
| 処置用具等<br>  | 7± 1/ 466   | ` <b>* * * * * * * * * *</b>   |
| 診察用具一式<br>   | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| 計測器一式  | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| 救急処置用器材一式<br>  |   | 適・否・該当なし   |
| 人工呼吸器<br>  | × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×   | 適・否・該当なし   |
| 注射用具一式<br>   | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| 経管栄養用具一式<br>   | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| _ 浣腸用具一式<br>   | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| 洗浄用具一式<br>   | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| 処置台又はワゴン   | ベッド数  | 適・否・該当なし   |
| 酸素吸入装置及び酸素ボンベ  | <u>*</u>  | 適・否・該当なし   |
| 吸入器  | *   | 適・否・該当なし   |
| 吸引装置又は吸引器  | *   | 適・否・該当なし   |
| 心電計<br>- *A※:  | *   | 適・否・該当なし   |
| 輸液ポンプ<br>######### R B   | *   | 適・否・該当なし   |
| 機能訓練用具   | ~ ***   | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·  |
| 車椅子<br>  | 適当数   | 適・否・該当なし   |
| 步行補助具<br>  | × ***   | 適・否・該当なし   |
| _ 自助具(各種)<br>  |   | 適・否・該当なし   |
| 在宅看護用具<br>   | 1   | <b>海,</b> 不,鼓坐#31  |
|  | <u>'</u>  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし   |
| <br>- 低ベット   | 1   | 適・否・該当なし   |
| _ <u>  らいっぱ</u><br>リネン類(各種)  | <br>適当数   | 適・否・該当なし   |
| グルン及(日1年)<br>模型  | 過当数   | 週 日 成当なし   |
| <del></del>  |   |  |
|  | 1   | 海 · 丕 · 該当 <i>t</i> il   |
| 人体解剖   | 1   |  |
| 人体解剖   | 1 1 1   | 適・否・該当なし   |
| 人体解剖<br>人体骨格<br>血液循環系統   | 1<br>1<br>1   | 適・否・該当なし適・否・該当なし   |
| 人体解剖         人体骨格         血液循環系統         頭骨分解  | 1<br>1<br>1<br>1  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし   |
| 人体解剖         人体骨格         血液循環系統         頭骨分解         心臓解剖   | 1<br>1<br>1<br>1<br>1   | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし   |
| 人体解剖         人体骨格         血液循環系統         頭骨分解         心臓解剖         呼吸器   | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1   | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし                                     |
| 人体解剖         人体骨格         血液循環系統         頭骨分解         心臓解剖         呼吸器         消化器   | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1   | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし                         |
| 人体解剖<br>人体骨格<br>血液循環系統<br>頭骨分解<br>心臓解剖<br>呼吸器<br>消化器   |   | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし                         |
| 人体解剖人体骨格血液循環系統頭骨分解心臓解剖呼吸器消化器脳及び神経系筋肉   | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1   | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし                         |
| 人体解剖人体骨格血液循環系統頭骨分解心臓解剖呼吸器消化器脳及び神経系筋肉皮膚裁断   |   | 適・否・否・否・否・語言の 適・否・否・否・否・否・否・否・否・否・否・否・否・否・否・否・语言を表示。 おおおお はんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん |
| 人体解剖人体骨格血液循環系統頭骨分解心臓解剖呼吸器消化器脳及び神経系筋肉皮膚裁断目、耳の構造   |   | 適・否・否・否・否・否・否・否・否・否・不可。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの                                 |
| 人体解剖人体骨格血液循環系統頭骨分解心臓解剖呼吸器消化器脳及び神経系筋肉皮膚裁断目、耳の構造歯の構造   |   | 適・否・否・否・否・否・否・否・不可。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの                                     |
| 人体解剖人体骨格血液循環系統頭骨分解心臓解剖呼吸器消化器脳及び神経系筋肉皮膚裁断目、耳の構造歯の構造鼻腔、咽頭、喉頭の構造  |   | 適の 適   |
| 人体解剖人体骨格血液循環系統頭骨分解心臓解剖呼吸器消化器脳及び神経系筋肉皮膚裁断目、耳の構造歯の構造鼻腔、咽頭、喉頭の構造腎臓及び泌尿器系  |   | 適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の適の   |
| 人体解剖人体骨格血液循環系統頭骨分解心臓解剖呼吸器消化器脳及び神経系筋肉皮膚裁断目、耳の構造歯の構造鼻腔、咽頭、喉頭の構造腎臓及び泌尿器系骨盤径線  |   | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適   |
| 人体解剖 人体骨格 血液循環系統 頭骨分解 心臓解剖 呼吸器 消化器 脳及び神経系 筋肉 皮膚裁断 目、耳の構造 歯の構造 鼻腔、咽頭、喉頭の構造 腎臓及び泌尿器系 骨盤径線 妊娠子宮   | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1   | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適   |
| 人体解剖 人体骨格 血液循環系統 頭骨分解 心臓解剖 呼吸器 消化器 脳及び神経系 筋肉 皮膚裁断 目、耳の構造 歯の構造 鼻腔、咽頭、喉頭の構造 腎臓及び泌尿器系 骨盤径線 妊娠子宮 胎児発育順序  | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1   | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適   |
| 人体解剖人体骨格血液循環系統頭骨分解心臓解剖呼吸器消化器脳及び神経系筋肉皮膚裁断目、耳の構造歯の構造鼻腔、咽頭、喉頭の構造腎臓及び泌尿器系骨盤径線妊娠子宮胎児発育順序受胎原理  | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1   | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適  |
| 人体解剖 人体骨格 血液循環系統 頭骨分解 心臓解剖 呼吸器 消化器 脳及び神経系 筋肉 皮膚裁断 目、耳の構造 歯の構造 鼻腔、咽頭、喉頭の構造 腎臓及び泌尿器系 骨盤径線 妊娠子宮 胎児発育順序 受胎原理 栄養指導用フードモデル(各種)                         | 1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1 | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適  |
| 人体解剖 人体解剖  |   | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適   |
| 人体解剖 人体骨格 血液循環系統 頭骨分解 心臓解剖 呼吸器 消化器 脳及び神経系 筋肉 皮膚裁断 目、耳の構造 歯の構造 鼻腔、咽頭、喉頭の構造 腎臓及び泌尿器系 骨盤径線 妊娠子宮 胎児発育順序 受胎原理 栄養指導用フードモデル(各種) 視聴覚教材 映像・音声を記録・再生する装置一式 | 適当数   | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適  |
| 人体解剖 人体解剖  |   | 適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適適  |

| その他   |  |  |  | _   |   |                         |
|---|--|--|--|---|---|-------------------------|
| パーソナ  | ルコンピューター   |  | 適当数  | _   | 適・否・該当なし  |                         |
| 複写機、  | プリンター  |  | 適当数  |   | 適・否・該当なし  |                         |
| 図書  |  |  |  | 1   |   |                         |
| 基礎分野  | に関する図書   |  | 1000冊以上  | _   | 適・否・該当なし  |                         |
| 専門基礎  | 分野及び専門分野に関する図書   |  | 1500冊以上  | _   | 適・否・該当なし  |                         |
| 学術雑誌  |  |  | 20種類以上   | _   | 適・否・該当なし  |                         |
| ح و ا   | )機械器具については、教育内容や方<br>また、視聴覚教材は同様の機能を有す<br>能ではあるが、学生が使用できる環境  | る他の機器で代替す  | けることができる。図書につい   | ては、電子書籍で  |   |                         |
|   | t所等と助産師養成所を併設し、同一でか(指導要領第7-7(1))   | の機械器具等を共月  | 原則として1クラスの学生数が40<br>合、<br>2クラス設けて授業を実施するこ  |   | 適・否・該当なし  |                         |
| )機械器具、  | 模型及び図書は、学生定員数に応じ、  | 適宜補充し更新し   | (例)<br>1、1学年の定員が80名 → 2·   | クラスで実施  | 適・否・該当なし  |                         |
| ※ただし  | を行う学生の数は原則として40人以<br>、授業の方法及び施設、設備その他の   |  | 2、1学年の定員80名のところ、<br>い90名になった。→ 3クラス  |   | 適・否・該当なし  |                         |
| ) 2年課程(通  | 」ではない。<br>   | 数室を共用とする場合   | ら、学生の自己学習のための  | 教室が他に   | <br>適・否・該当なし  |                         |
| ) 看護師養成   | が、、ハイチンドスパーでである。<br>、所等と助産師養成所を併設し、同一で<br>、また、学生の自己学習のための教室  |  |  | <b>引帯に</b>  | 適・否・該当なし  |                         |
| ) 図書室の面<br>(指導要領:   | ā積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧<br>第7-2(3))  | 机の配置及び図書の  | n格納のために十分な広さを  | 有するか。   | 適・否・該当なし  |                         |
| (指導要領)  |  |  |  |   | 適・否・該当なし  |                         |
| ○学生の  | 面積、使用に当たっての時間的制約等<br>自己学習のための場の確保について  | 、運用上、十分に配原   | <b>憲されていること。</b>   | 0(4))   | <u> </u>  |                         |
|   | があるにも関わらず、実習室と在宅看<br>が望ましい施設について設置している   |  |  | <b>2</b> (4))   | 適・否・該当なし<br>  |                         |
| O×をつけ   | る  |  |  |   |   |                         |
| 〇×をつけ<br>視聴覚教<br>教材室  | 文室 演習室 情報処理室 学校  |  | 事務室 応接室 研究室<br>庫、 講堂   |   |   |                         |
| 視聴覚教<br>教材室<br>2) 臨床場面を<br>3) 2以上の養   | 文室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷<br>・擬似的に体験できるような用具や環境<br>成所又は課程を併設する場合、共用を  | 室 更衣室、 倉   | 庫、 講堂<br>(指導要領第7-2(8))   | ま課程ごとのまと  | 適・否・該当なし適・否・該当なし  |                         |
| 視聴覚教<br>教材室<br>2) 臨床場面を<br>3) 2以上の養<br>まりを持たっ   | 文室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操縦似的に体験できるような用具や環境  | 室 更衣室、 倉<br>竟を整備しているか。<br>とする施設設備を機能   | 庫、 講堂<br>(指導要領第7-2(8))   |   |   |                         |
| 視聴覚教<br>教材室<br>2) 臨床場面を<br>3) 2以上の養<br>まりを持たる<br>4) 総定員を考   | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷<br>一擬似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用を<br>せているか。(指導要領第7-2(9))<br>「慮し教育環境を整備しているか。(指述  | 室 更衣室、 倉<br>竟を整備しているか。<br>とする施設設備を機能   | 庫、講堂<br>(指導要領第7-2(8))<br>も的に配置し、かつ養成所又<br>教員資格が確認できる書類()   | 愛歴書、資格証等)を  | 適・否・該当なし  |                         |
| 視聴覚教<br>教材室<br>2) 臨床場面を<br>3) 2以上の養<br>まりを持たっ<br>4) 総定員を考<br>3等に関する事  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷<br>一擬似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用を<br>せているか。(指導要領第7-2(9))<br>「慮し教育環境を整備しているか。(指述  | 室 更衣室、 倉意を整備しているか。とする施設設備を機能   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8))  它的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で  | 愛歴書、資格証等)を  | 適・否・該当なし  | ·教員一覧                   |
| 視聴覚教<br>教材室<br>2) 臨床場面を<br>3) 2以上の養<br>まりを持たっ<br>4) 総定員を考<br>4) 総関する事<br>) 教員および  | 文室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷<br>一般似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用を せているか。(指導要領第7-2(9))<br>一点し教育環境を整備しているか。(指導項   | 室 更衣室、 倉意を整備しているか。とする施設設備を機能   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8))  它的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で  | 愛歴書、資格証等)を  | 適・否・該当なし適・否・該当なし  | ·教員一覧<br>·履歴書           |
| 視聴覚教<br>教材室<br>2) 臨床場のを<br>3) 2以上の養<br>まりを持た。<br>4) 総関する事<br>(特に関するよび<br>(指定規則)   | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷<br>一様似的に体験できるような用具や環境<br>成所又は課程を併設する場合、共用<br>せているか。(指導要領第7-2(9))<br>一慮し教育環境を整備しているか。(指導<br>項<br>事任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号)  | 室 更衣室、 倉意を整備しているか。 とする施設設備を機能  | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8))  它的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で  | 夏歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。  | 適・否・該当なし適・否・該当なし  | •履歴書                    |
| 視聴覚教教材室 2)臨以をはいる 2)は 2 以を 員を まる 2 以を 員 まる また 3) ( 指 ) 質 は ま 規 員 で 数 に 別 員 に 数 員 に の で の で の で の で の で の で の で の で の で の   | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷<br>一擬似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 を せているか。(指導要領第7-2(9)) 虚し教育環境を整備しているか。(指導 項  | 室 更衣室、 倉意を整備しているか。 とする施設設備を機能   事要領第7-2(9)) ①、②を満たしている   でを教授するのに適   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) と的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で   | 夏歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし  | •履歴書                    |
| 視聴対 教 場 な な な な ま 総 に 関 員 定 が ま と 員 す お 規 員 定 教 指 ① 看 で ま り の は 見 員 に の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の   | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷<br>一様似的に体験できるような用具や環境<br>成所又は課程を併設する場合、共用<br>せているか。(指導要領第7-2(9))<br>一慮し教育環境を整備しているか。(指導<br>事任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号)<br>は指定規則別表第3に掲げる各教育内<br>での資格を有する専任教員としている。  | 室 更衣室、 倉意を整備しているか。<br> とする施設設備を機能<br> 等要領第7-2(9))<br> ①、②を満たしている<br>  容を教授するのに適<br> (指定規則第4条第1   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) E的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・ 項第4号)   | 愛歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 視聴対室 2) 臨 対 場 の な は の ま 総 に 関 す お よ り を 員 す お よ 見 買 ま お ま り の (指 ① 看 で で の で の で の で の で の で の で の で の で の  | 文室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 せているか。(指導要領第7-2(9)) 慮し教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内 の資格を有する専任教員としている。 総定員が120人を超える場合には、学生   | 室 更衣室、 倉意を整備しているか。とする施設設備を機能等要領第7-2(9)) ①、②を満たしているは容を教授するのに適く指定規則第4条第1生が30人を増すごとに  | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) と的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その 項第4号) こ1人増員すること。(指導要領  | 愛歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。  | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 視聴対案 2) 臨 以 が 場 の な は の な た き 員 す お は 見 足 教 智 を る よ り に 教 ま で り な り に 教 音 学 員 は で の で で の で で の で で の で の で で の で で の で で の で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で で で の で   | 文室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用をせているか。(指導要領第7-2(9)) 慮し教育環境を整備しているか。(指導 事任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内 な 資格を有する専任教員としている。 総定員が120人を超える場合には、学会 以下のいずれかの要件に該当する者   | 室 更衣室、 倉<br>意を整備しているか。<br>とする施設設備を機能<br>導要領第7-2(9))<br>①、②を満たしている<br>(容を教授するのに適<br>(指定規則第4条第1<br>生が30人を増すごとに<br>ぎであるか。(指導要待  | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) E的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類() 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・ 項第4号) (1人増員すること。(指導要領領第5-1(3))  | 履歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>頃第5-1(9))                                  | <ul><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li></ul> | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 視教 (2) ま総に教指 (2) ま総に教指 (2) ま総に教指 (1) 東〇 (1) 技のであると、別員護生員師の及びのののでは、 (4) はのは、 (4) はのは | 文室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用をせているか。(指導要領第7-2(9)) 虚し教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内 の資格を有する専任教員としている。 総定員が120人を超える場合には、学会 以下のいずれかの要件に該当する表 以下のいずれかの要件に該当する表 、助産師又は看護師として指定規則別 務に3年以上従事した者で、大学にお 教科教育法に関する科目のうちから、   | 室 更衣室、 倉<br>竟を整備しているか。<br>とする施設設備を機能<br>導要領第7-2(9))<br>①、②を満たしている<br>「容を教授するのに適<br>(指定規則第4条第1<br>生が30人を増すごとに<br>さであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はずるの本質・目れ   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) と的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(を) 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・項第4号) こ1人増員すること。(指導要領領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程  | 履歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>類5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・           | 適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし<br>適・否・該当なし  | ・履歴書 ・免許証又(<br>資格証等の    |
| 視教 ない はい  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 機似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用を しているか。(指導要領第7-2(9)) 虚し教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内 の資格を有する専任教員としている。総定員が120人を超える場合には、学生 以下のいずれかの要件に該当する者 、助産師又は看護師として指定規則別 務に3年以上従事した者で、大学にお   | 室 更衣室、 倉<br>竟を整備しているか。<br>とする施設設備を機能<br>導要領第7-2(9))<br>①、②を満たしている<br>「容を教授するのに適<br>(指定規則第4条第1<br>生が30人を増すごとに<br>さであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はずるの本質・目れ   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) と的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(を) 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・項第4号) こ1人増員すること。(指導要領領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程  | 履歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>類5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・           | <ul><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li></ul> | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 祖教 2) ま総に教信 事 の 1 技育聴材 場上を員 すお規 第 看 学 教 保 つ 術 に り と り し り は カ 看 学 教 健 の 及 関 員 に 師 糸 は 師 業 び 見 は 師 業 び 見 は 師 業 び 見 ま は い ま し の み 関   | 文室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用をせているか。(指導要領第7-2(9)) 虚し教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内 の資格を有する専任教員としている。 総定員が120人を超える場合には、学会 以下のいずれかの要件に該当する表 以下のいずれかの要件に該当する表 、助産師又は看護師として指定規則別 務に3年以上従事した者で、大学にお 教科教育法に関する科目のうちから、   | 室 更衣室、 倉<br>竟を整備しているか。<br>とする施設設備を機能<br>導要領第7-2(9))<br>①、②を満たしている<br>「容を教授するのに適<br>(指定規則第4条第1<br>生が30人を増すごとに<br>さであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はであるか。(指導要に<br>はずるの本質・目れ   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) と的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(を) 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・項第4号) こ1人増員すること。(指導要領領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程  | 履歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>類5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・           | <ul><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li></ul> | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 視教 (2) ま総に教指 (2) 事の (4) 等 (4) 等 (4) 等 (5) 等 (5) 等 (6) 等 (7) 等 (7  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操 似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 しているか。(指導要領第7-2(9)) 慮し教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内 な 資料を有する専任教員としている。総定員が120人を超える場合には、学会 以下のいずれかの要件に該当する表 以下のいずれかの要件に該当する表 、助産師又は看護師として指定規則別 務に3年以上従事した者で、大学にお 教科教育法に関する科目のうちから、 お   | 室 更衣室、 倉<br>意を整備しているか。<br>とする施設は備を機能<br>事要領第7-2(9))<br>①、②を満たしている<br>「容を教授するのに適けます。<br>とが30人を増すごとに<br>が30人を増すごとに<br>が30の専門分野の<br>はずるの専門分野の<br>いて計4単位以上を履   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) と的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(を) 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・項第4号) こ1人増員すること。(指導要領領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程  | 履歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>類5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・           | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なしし 適・否・該当なしし  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| を表とう (1) 等) (2) ま総に教指 (1) 事 (2) ま総に教指 (1) 事 (2) 子 (2) 子 (3) より定関員定1 (1) で (2) 子 (3) 子 (4) をるよ規員護生員健の及関下保 (4) の (  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操収的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 を しているか。(指導要領第7-2(9)) 虚し教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内 な 資格を有する専任教員としている。 総定員が120人を超える場合には、学生 以下のいずれかの要件に該当する者、助産師又は看護師として指定規則別の第4条第1項第4としておる。  | 室 更衣室、倉<br>意を整備しているか。<br>とする施設設備を機能<br>事要領第7-2(9))<br>①、②を満たしている<br>「容を投するのに適けます。<br>とが30人をの事ます。<br>はが30人をの事ます。<br>はずあるか。(1年)分か。(1年)分か。(1年)のであるの事でのは、であるの事でのは、であるの事では、また。<br>業務に従事した者。   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 注的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・ 項第4号) こ1人増員すること。(指導要領 領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」。 漂、心身の発達と学習の過程 修して卒業したもの又は大学                                     | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なしし 適・否・該当なしし  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| を<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 接収的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 はしているか。(指導要領第7-2(9)) 虚し教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内の資格を有する専任教員としている。総定員が120人を超える場合には、学生 以下のいずれかの要件に該当する表はの要件に該当する者は3年以上従事した者で、大学におる 教科教育法に関する科目のうちから、 お科目を履修したものであるか。 いずれの要件も満たす者。 師、助産師又は看護師として5年以上  | 室 更衣室、倉<br>意を整備しているか。<br>とする施設設備を機能<br>事要領第7-2(9))<br>①、②を満たしている<br>「容を投するのに適けます。<br>とが30人をの事ます。<br>はが30人をの事ます。<br>はずあるか。(1年)分か。(1年)分か。(1年)のであるの事でのは、であるの事でのは、であるの事では、また。<br>業務に従事した者。   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 注的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・ 項第4号) こ1人増員すること。(指導要領 領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」。 漂、心身の発達と学習の過程 修して卒業したもの又は大学                                     | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なしし 適・否・該当なしし  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| でである。<br>は、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 しているか。(指導要領第7-2(9)) 慮し教育環境を整備しているか。(指導 事任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育内 の資格を有する専任教員としている。総定員が120人を超える場合には、学生 以下のいずれかの要件に該当する場合には、学生 以下のいずれかの要件に該当する表 別の選手した者で、大学におる 教科教育法に関する科目のうちから、 お科科教育法に関する科目のうちから、 お科目を履修したものであるか。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 師、助産師又は看護師として5年以上 教員として必要な研修を修了した者又  | 東京室、倉<br>東京室、倉<br>東京でいるか。<br>東京であるが、<br>東京のであるであるのであるのであるのであるのであるのでであるのであるのであるのである   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 他的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・ 項第4号) (1人増員すること。(指導要領 領第5-1(3)) (2)教育内容(以下「専門領域」の 原、心身の発達と学習の過程 修して卒業したもの又は大学 関し、これと同等以上の学識系                    | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・該当なしし 適・否・該当なしし  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| でである。   では、   でである。   では、   では    | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 機似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 はているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育の資格を有する専任教員としていないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育人 の資格を有する専任教員としている。 第2年以下のいずれかの要件に該当する 以下のいずれかの要件に該当する 以助産師又は看護師として指定規則別 務に3年以上従事した者で、大学に以予な科目を履修したものであるか。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 がられる者。   | 国室 更衣室、倉<br>意を整備しているか。<br>とする施設は備を機能<br>導要領第7-2(9))<br>①、②を満たしているの<br>のであるののでは、<br>を対しているののでは、<br>はずるのでは、<br>があるのでは、<br>があるのでは、<br>はずりののでは、<br>はずりののでは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのは、<br>でのな、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。、<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないか。<br>でいないないか。<br>でいないないないか。<br>でいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 性的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類() 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で 当な教員を有し、かつ、その項第4号) 二1人増員すること。(指導要領領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程 修して卒業したもの又は大学 関し、これと同等以上の学識終 導要領第5-1(6))              | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 2) ま総に教(は) 事 〇 1 技育〇アイ 一円標・大学員であるより、 一年の 1 技育〇アイ 一任時、 大学員であるより、 大学員をあるより、 一年のののでは、 一年のののでは、 一年のののでは、 一年のののでは、 一年のののでは、 一年ののでは、 一年のののでは、 一年のののでは、 一年のののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年のでは、 一  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 機似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 はているか。(指導要領第7-2(9)) 虚し教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育としていないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育としていないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育としていないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育としていずれかの要件に該当としてもある場所としてがあるから、   | 国室 更衣室、倉<br>意を整備しているが。<br>を整備とする施設のようである。<br>事要領第7-2(9))<br>①、②を満たしているの条で表現しているの条で表現りがあるのでは、<br>を教授りがあるのでは、<br>をであるのでは、<br>をであるのでは、<br>でののでは、<br>でののでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでいるでのでは、<br>でのでいるでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでは、<br>でのでのでのでのでは、<br>でのでのでのでのでは、<br>でのでのでは、<br>でのでのでのでのででは、<br>でのでのでのでのでのでででのでででででででした。<br>でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 性的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類() 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で 当な教員を有し、かつ、その項第4号) 二1人増員すること。(指導要領領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程 修して卒業したもの又は大学 関し、これと同等以上の学識終 導要領第5-1(6))              | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 2) ま総に教(は) 事 の は で で で で で で で で で で で で で で で で で で  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 機似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 はているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号)は指定規則別表第3に掲げる各教育の資格を有する専任教員としていないか。(第4条第1項第4号)は指定規則別表第3に掲げる各教育としていないか。(第4条第1項第4号)は指定規則の表別の政策を対した。 第4条第1項第4号)は指定規則別表第3に掲げる各教育としていずれかの要件に該当する場所を対象に関する場合には、学生以下のいずれかの要件に該当する場所を関する科目を履修したものであるか。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 が、助産師又は看護師として5年以上がある科目を履修したものであるか。 いずれの要件も満たす者。 が、助産師又は看護師として5年以上があられる者。 が、他の養成所、課程で専任教員にある方も1人は教務に関する主任者である方も1人は教務に関する主任者である方も1人は教務に関する主任者である方も1人は教務に関する主任者である方も1人は教務に関する主任者である方も1人は教務に関する主任者である方は1人は教育に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に  | 国室 更衣室、倉<br>意を整備しているが。<br>を整備とする施設のようである。<br>事要領第7-2(9))<br>①、②を満たしているの条で表現しているの条で表現りがあるのでは、<br>を教授りがあるのでは、<br>をであるのでは、<br>をであるのでは、<br>でののでは、<br>でののでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでいるでのでは、<br>でのでいるでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでは、<br>でのでのでのでのでは、<br>でのでのでのでのでは、<br>でのでのでは、<br>でのでのでのでのででは、<br>でのでのでのでのでのでででのでででででででした。<br>でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 性的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類() 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で 当な教員を有し、かつ、その項第4号) 二1人増員すること。(指導要領領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程 修して卒業したもの又は大学 関し、これと同等以上の学識終 導要領第5-1(6))              | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 2) は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 擬似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 は し 教育環境を整備しているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項別表第3に掲げる各教育の な は 表 第4条第1項別表第3に掲げる各教育内 の資格を有する専任教員としている。 第2年以下のいずれかの要件に該当する場合には、学生 以下のいずれかの要件に該当した者で、大学に以下のいずれかの要件に指定規則別 が 入 教育法に関する科目のうちから、 お 教科教育法に関する科目のうちからいずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 いずれの要件も満たす者。 が、他の養成所、課程で専任教員にあるからいずれかに該当しているか。(指導を対しているか。) が、他の養成所、課程で専任教員にあるのいずれかに該当しているか。(指導を対しているか。) が、他の養成所、課程であるのいずれかに該当しているか。(指導を対しているか。) が、他の養成所、課程であるのいずれかに該当しているか。(指導を対しているか。(指導を対しているか。) が、他の養成所、課程であるのいずれかに該当しているか。(指導を対しているか。(指導を対しているか。) が、他の意成所、課程であるのいずれかに該当しているか。(指導を対しているか。(指導を対しているか。) が、他の養成所、課程であるのいずれかに該当しているか。(指導を対しているか。(指導を対しているか。) が、他の意成が、関する主になるが、他の表述を対しているか。(指導を対しているか。(指導を対しているから、対しているが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しているが、対しているが、対しているが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、が、ないるが、が、ないるが、ないるが、ないるが、ないるが、ないるが、な   | 国室 更衣室、倉<br>意を整備している。<br>意を整備設計で表<br>事でででである。<br>を教規をでいるの条ではいるの条でであるの条ででであるのの条ででであるのののののののののののののののののの  | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 性的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類() 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で 当な教員を有し、かつ、その項第4号) 二1人増員すること。(指導要領領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程 修して卒業したもの又は大学 関し、これと同等以上の学識終 導要領第5-1(6))              | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 2)) 第) でである。 は、おいのでは、おいのでは、おいのでは、おいのでは、いのでは、いのでは、いのでは、いのでは、、いのでは、は、いのでは、は、は、いのでは、は、いのでは、は、は、いのでは、は、いのでは、は、は、いのでは、は、いのでは、は、いのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいでは、いい  | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 機似的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 はているか。(指導 項 傳任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指定規則別表第3に掲げる各教育人としていずれかの要件に該当する場合が、即産師又は看護師として指定規則に3年以上従事した者で、うちから、  | 室 更衣室、倉<br>寛を整備しているか。<br> を整備しているが機能を<br>  でまる施設備を機能を<br>  でまるがのでででであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがで   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 注的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(原<br>適切に保管すること。<br>資格証等は原則として原本で (1) (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7                                | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 2) (1) 等) のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、   | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 機関的に体験できるような用具や環境 成所又は課程を併設する場合、共用 はているか。(指導 専任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号)は指定規則別表第3に掲げる各教育のとしていずれかの要件におりまする場合には、学校 以下 産師 以上 従事した者で、 対 の の いずれかの要件 も 満 であるか。 いずれの要件も 満 であるからいずれの要件も 満 であるかられる の の が、 は 教 の に 教 の に 教 の に 教 の に 教 の に 教 る れ の としている る る の いずれの経験を 3 年以上 有 する 者 し の 経験を 3 年以上有 する 者 し の 経験を 3 年 以 発 が 認定した 教 主任 養 成 講 習 会 か に か に 対 な に が な に 対 な に が な に 対 な に が な に が な に が な に が な に が な に が な に が な に が な に が な に が な に が な に が な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な に か な な に か な な な に か な に か な な な | 国室 更衣室、倉<br>意を整備している。<br>とする施設の一名(9))<br>①、②を海のでは、では、では、であるのででででででででででででででででででででででできる。<br>はずるのででででででででででででででででででででででででででででででででできる。<br>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 注的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(原<br>適切に保管すること。<br>資格証等は原則として原本で (1) (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7                                | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・  | ・履歴書<br>・免許証又(<br>資格証等の |
| 2) 3) 4) 等) でである。 2) 3) 3) 3) 3) では、おいいのでは、おいいのでは、は、おいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、  | 文室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操室 会議室 休養室 印刷 操   | 国室 更衣室、倉<br>意を整備しいのは<br>事でもいるが機能<br>事でもいるののでは、であるのでは、であるのででででででででででででででででででででででででででででででできます。<br>「本では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 注的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7  | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なし 適・否・該当なし 適・否・  | ・履歴書<br>・免許証又に<br>資格証等の |
| 2) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7   | 室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印刷 操文 会議室 休養室 印刷 操  | 『室 更衣室、倉<br>・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で  | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) 注的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7  | 選歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>うち8人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・  | ・履歴書<br>・免許証又に<br>資格証等の |
| 2) 4) 等) でである。 2) は、おは、おいいに、おいいに、おいいに、おいいに、おいい、は、おいい、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は  | 定室 演習室 情報処理室 学校 面接室 会議室 休養室 印届 接室 会議室 休養室 印届 接室 会議室 休養室 印届 接室 会議室 休養室 印届 接室 会議室 休養室 印刷 投版 所又は課程を併設する場合。 (指導 東任教員の数は不足していないか。(第4条第1項第4号) は指の資産を超える場合にはする場合を超れるのである。 (第4条第1項第4号) は指するを超れるのである。 (第4条第1項第4号) は指するを超れているのである。 (第4条第1項第4号) は指するのである。 (第4条第1項第4号) は指するとしていないか。(第4条第1項第4号) はおり、 (第4条第1項第4号) はおり、 (第4条第1項第4号) はおり、 (第4条第1項第4号) はおり、 (第4条第1項第4号) は、 (第4条第1項第4号) は、 (第4条第1項第4号) は、 (第4条第1項第4号) は、 (第4条第1項第4号) は、 (第4条第1型) は、 (第42型) は、 (第 | 『室 更 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で 表 で   | 庫、講堂 (指導要領第7-2(8)) E的に配置し、かつ養成所又 教員資格が確認できる書類(別 適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で (当な教員を有し、かつ、その・ 項第4号) (1人増員すること。(指導要領 領第5-1(3)) の教育内容(以下「専門領域」の 標、心身の発達と学習の過程 修して卒業したもの又は大学 関し、これと同等以上の学識系 導要領第5-1(6)) を第1項第4号) | 履歴書、資格証等)を<br>確認を行うこと。<br>558人以上は<br>第5-1(9))<br>という。)のうちの<br>、教育の方法・<br>院において教 | 適・否・該当なしししししししししししししししししししししししししししししししししししし   |                         |

| (8)            | 専任          | E教員は専門領域におけ   | る教授   | 方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑚しているか。   | 適・否・該当なし                                    |
|----------------|-------------|---|-------|---|---|
|                |             | 導要領第5−1(12))<br>                                    |       | tar 生 の 光 30 ようと ケット し 並 4 マッナン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | ** <del>**</del> = <b>*</b> \(\frac{1}{2}\) |
|                |             | £教員の採用に当たって<br>導要領第5-1(5))                          | は、看護  | 師等の業務から5年以上離れていないことを確認しているか。<br>  | 適・否・該当なし                                    |
|                |             | <b>뷫所の長が兼任である場</b><br>導要領第5-2(1))                   | 合又は2  | 2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置しているか。  | 適・否・該当なし                                    |
|                |             |   | の職員で  | を置く場合、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員であるか。   | 適・否・該当なし                                    |
|                |             | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                |       |   |   |
| (              | とい          | う。)が定められているか  | 、。(指導 | 享領第5-3(1)(2))   |   |
|                |             | 習指導教員(実習施設で <sup>5</sup><br>導要領第5-4)                | 学生の指  | f導に当たる看護職員)を施設数を踏まえ適当数確保しているか。  | 適・否・該当なし                                    |
| 14)            | 実習          |   | 助産師ま  | たは看護師であり、3年以上当該資格の業務に従事した者であるか。   | 適・否・該当なし                                    |
|                |             |   | 当該科目  | 目について相当の学識経験を有しているか。(指導要領第5-5(1))   | 適・否・該当なし                                    |
| (              |             | 基礎分野の授業を大学 <br>学識経験を有する者であ                          |       | て当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について担当の<br>指導要領第5-5(3))   | 適・否・該当なし                                    |
| (              | 0           | 各科目を担当する教員ロ   | ま、経歴  | 、専門分野等を十分に考慮して選任しているか。(指導要領第5-5(2))   | 適・否・該当なし                                    |
| 16)            | 学生          | Eの生活相談、カウンセリ  | リング等を | を行う者が定められているか。(指導要領第5-1(13))  | 適・否・該当なし                                    |
|                | カウ          | ンセリング等に関して当   | 該者が   | 支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じているか。(指導要領第5-1(13))   | 適・否・該当なし                                    |
|                |             | る事項   |       |   |   |
|                |             | 成所(3年課程)(定時制  |       |   |   |
| ( <b>1</b> ) ₹ | 教育          | 育の内容は以下の留意点<br>教育内容                                 |       | を含んでいるか。(指導要領別表3)   | 適・否・該当なし                                    |
|                | 基           | 教育内容<br>科学的思考の基盤<br>人間と生活・社会の理解                     | 単位数   | 「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考<br>4 力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促  |   |
|                | 礎<br>分<br>野 |   | J     | す内容とする。<br>人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリン<br>グ理論と技法等を含むものとする。   |   |
|                | -           |   |       | 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術 (ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。   |   |
|                |             |   |       | 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る<br>内容を含むことが望ましい。   |   |
|                |             | 小計  | 14    |   |   |
|                | 専           | 人体の構造と機能<br>疾病の成り立ちと回復の                             | } 10  | 看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断<br>6 力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微  |   |
|                | 基礎分         | 促進  | J     | 生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。<br>臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。<br>アクティブラーニング等を分野・領域に関わらず活用することにより、主体的な学習<br>を促す。  |   |
|                | 野           | 健康支援と社会保障制度   | (     | 6 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な<br>知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制<br>度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。   |   |
| -              |             | 小計基礎看護学   | 2:    | 2 1 基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の  |   |
|                | 専門分         |   |       | 展開方法等を学ぶ内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。<br>コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。  |   |
|                | 野           |   |       | 事例等に対して、安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的能力を養う内容とする。  |   |
|                |             | 地域・在宅看護論  | (     | 6 地域・在宅看護論では地域で生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。<br>地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。<br>地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。          |   |
|                |             | 成人看護学<br>老年看護学<br>小児看護学<br>母性看護学                    |       | 6 講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。<br>4 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。<br>4 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要と<br>4 する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。 |   |
|                |             | 特神看護学看護の統合と実践                                       | 4     | 4<br>4 チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。<br>臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに  |   |
|                |             |   |       | 看護実践を段階的に学ぶ内容とする。<br>看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。<br>医療安全の基礎的知識を含む内容とする。<br>災害看護の基礎的知識を含む内容とする。<br>諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。<br>看護技術の総合的な評価を行う内容とする。  |   |
|                |             | 臨地実習<br>基礎看護学                                       |       | 3 効果的に臨地実習を行うことができるよう、各養成所において各教育内容の単位数を<br>3 設定すること。ただし、各教育内容の単位数の設定は記載された数字以上とするこ   |   |
|                |             | 地域・在宅看護論<br>成人看護学                                   | 2     | 2 と。<br>4 知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能  |   |
|                |             | <ul><li>老年看護学</li><li>小児看護学</li><li>母性看護学</li></ul> |       | 「力を養う実習とする。<br>2 対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。<br>2  |   |
|                |             | 精神看護学<br>看護の統合と実践                                   |       | 2<br>2 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。<br>保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。<br>地域における多様な場で実習を行うこと。  |   |
|                |             |   |       | 看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ、実務に即した実習(複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通した実習等)を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を行うことが望ましい。  |   |
|                |             | 小計  | 60    | 6   |   |
| L              |             |   | 102   |   |   |

|              | 教育課程の編成に当たっては、102単位以上の講義、実習等を行っているか。(指導要領第6-2(3))   | 適・否・該当なし<br>                                    | ─ <b>ੵ</b> •講義録 |  |
|--------------|---|---|-----------------|--|
|              | 〇実際の授業時間が学則で定める単位数より少なくないか。   | 適・否・該当なし  | ・出席簿            |  |
| (3)          | 講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習(臨地実習含む)及び実技については30時間から45時間の範囲で定めているか。(指導要領6-3(1)ア)  | 適・否・該当なし  | ·出勤簿<br>·時間割    |  |
| (4)          | 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成していてか、/ 生道悪経策の 1/0)   |   | ──<br>・年間教育計画   |  |
|              | ○作成に当たっては、指導要領別表3を参照しているか。(指述 休講があった場合の補講が行われているか。  |   |                 |  |
| (5)          | 単位の認定に当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受し追試験、再試験、成績評価が年度内に行われているか。  |   | ──<br>・科目認定     |  |
|              | (指導要領第6-3(2)ア)  |   | 関係書類            |  |
| (6)          | 単位の認定に当たっては、当該科目の内容を修得していることを確認しているか。(指導要領第6-3(2)ア)   |   | - 実習要綱          |  |
|              | 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。(指定規則別表3の2、指導要領第6-3(2)イ)   |   | - 実習指導要綱        |  |
|              | 〇既修得単位の認定は、本人の申請に基づき個々の既修の学習内容を評価しているか。   |   |                 |  |
|              | 〇認定は、総取得単位数の1/2を超えない範囲であるか。   | 14.4.1  |                 |  |
| (8)          | 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみとしているか。(指導要領第6-4(5)) 実習時間内に含まないので   |   |                 |  |
| (9)          | 臨地実習で実践活動の場以外で行う学習は、その学習の目的、内容及び当該教育内容の実習単位数に占める割合<br>を実習指導要綱等で明確にしているか。(指導要領第6-4(5))   | <u> </u>  |                 |  |
|              |   |   |                 |  |
|              | 臨地実習は原則として昼間行っているか。(指導要領第6-4(6))  | 適・否・該当なし  |                 |  |
| (11)         | ※ 看護の統合と実践においてはこの限りではない。<br>同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮している  | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | か。(指導要領第6-4(7))<br>   |   |                 |  |
| 実習に          | 関する事項   |   |                 |  |
|              | 承認を受けていない実習施設を利用していないか。(施行令第13条第1項)   | 適・否・該当なし  | ・実習要綱           |  |
|              | ①実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を<br>適宜確保しているか。(指導要領第8-5-(1))                                | 適・否・該当なし  | ·実習施設<br>一覧     |  |
|              | ②基礎看護学実習及び成人看護学実習においては学生一人につき、一か所以上の病院を確保しているか。(指導要領第8-5-(1))   | 適・否・該当なし  | -実習施設概要         |  |
|              | 実習施設は、以下の要件を満たしているか。  | 適・否・該当なし  | - 実習指導要網        |  |
|              | ①実習施設が病院の場合(指導要領第8-5-(2))   | ····································            |                 |  |
|              | ア看護職員の半数以上が看護師であること。  | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。 (マ) 素諾 郑思 は ての 大針 が思なった スコト   | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | (ア) 看護部門としての方針が明確であること。   | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | (イ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。  | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | (ウ)看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する<br>責任者が明記されているか。  | 適・否・該当なし<br>                                    |                 |  |
|              | ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準や、看護を提供する場合に必要な看護行為別<br>の看護手順が作成され、常時活用され評価され見直されていること。   | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | エ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。   |   |                 |  |
|              | (ア) 看護記録が正確に作成されていること。  |   |                 |  |
|              | (イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。  | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | (ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。   |   |                 |  |
|              | オ 実習指導者が2人以上配置されているか。   |   |                 |  |
|              | ②主たる実習施設以外の実習施設(指導要領第8-5-(3))   |   |                 |  |
|              | ア 医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしているか。  | <br>適・否・該当なし                                    |                 |  |
|              | イ業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されているか。   |   |                 |  |
|              | ウ 看護師が配置されていない施設においては、学生が専任教員または実習指導教員による指導を受けられる体制が整備されているか。   | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | エ看護師が配置されていない施設における実習の単位数は、指定規則に定める単位数の3割以内であるか。  | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | ③訪問看護ステーション実習について(指導要領第8-5-(5))   | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           |                 |  |
|              | ア複数の訪問看護専任者がいること。   | 適・否・該当なし  |                 |  |
| /=`          | イ利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。  | 適・否・該当なし  |                 |  |
|              | 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあるか。(指導要領第8-2-(2))   | 適・否・該当なし  |                 |  |
| (5)          | 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定しているか。(指導要領第8-2-(1))<br>実習の質の担保から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において調整を図り、専任教員、実習<br>指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保し、多数の養成所が実習を行う場合には、全体の実習計 | <ul><li>適・否・該当なし</li><li>適・否・該当なし</li></ul>     |                 |  |
|              | 画の調整を行っているか。(指導要領第8-2-(3))<br>実習施設には、実習に必要な看護用見が整備されているか。(指導要領第9-2-(4))   | ニューニュー ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ |                 |  |
| (b)          | 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備されているか。(指導要領第8-2-(4))   | 適・否・該当なし<br><br>適・否・該当なし                        |                 |  |
| ( <b>7</b> ) | 実習施設には、学生の更衣室及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員、又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられているか。(指導要領第8-2-(5))   |   |                 |  |

| 6 | 変更承認及び届出その他に関する事項  |              |        |
|---|--|--------------|--------|
|   | 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用して                         | 適・否・該当なし     | ・過去の申請 |
|   | いないか。(施行令第13条、指定規則第8条)   |              | 書類     |
|   | 〇変更にあたり事前に承認が必要な事項   | 適・否・該当なし     |        |
|   | ·課程  |              |        |
|   | ・修業年限の変更   |              |        |
|   | ・教育課程の変更   |              |        |
|   | ・入学(入所)定員の変更 校舎の用途及び面積を変更してし   | いたが未申請であったり、 |        |
|   | ・校舎の各室の用途及び面積並びに校舎の配置図及び平面図の変更 提出された図面に記載されている<br>なっている例があるので注意する          | 教室の名称が実際と異   |        |
|   | ・実習施設の変更   |              |        |
|   | 〇変更後1ヶ月以内に届出が必要な事項   | 適・否・該当なし     |        |
|   | ・設置者の氏名および住所   |              |        |
|   | -名称  |              |        |
|   | •位置  |              |        |
|   | ・学則(上記承認が必要な事項を除く)<br>学則に記載のない規定が細則にあったり、                                  |              |        |
| 7 | その他学則に記載されていることが細則に規定がなく、  |              |        |
|   | (1) 管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第4条第1項第11 実施もされていない等がないよう 注意すること。              | 適・否・該当なし     | •学則    |
|   | ① 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織が明確に定めら  | 適・否・該当なし     | •各種規程  |
|   | ② 養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。(指導要領第9-1)                             | 適・否・該当なし     | •各種書類  |
|   | ③ 養成所の運営に関する諸書類が保管されているか。(指導要領第9-2)  | 適・否・該当なし     | •職員名簿  |
|   | ④ 教育環境を整備するために必要な措置を講じているか、(指導要領第9-3)                                      | 適・否・該当なし     | ・出勤簿   |
|   | ⑤ 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか 保管が必要な書類(一例)<br>・各会議録・学生指導記録・出席簿・授業実施記録・出勤簿 等々     | 適・否・該当なし     |        |
|   | 計上しているか。(指導要領第9-4)   |              |        |
|   | (2) 専任の事務職員がいるか。(指定規則第4条第1項等 保管していない等、記録書類の不備が多々見受けられるので注意                 | 適・否・該当なし     |        |
|   | (3) 教育活動その他の養成所の運営状況について、自 すること。   | 適・否・該当なし     |        |
|   | 〇評価については、「看護師等養成所の教育活動等に戻ってもこれ <u>にはは、「ないのでは、「</u> 看護師等養成所の教育活動等に戻っても、「は、」 | 適・否・該当なし     |        |
|   | 参照しているか。(指導要領第9-5)   |              |        |
|   | 点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   | ※記載要領  |              |        |
|   | ①判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。                  |              |        |
|   | ②確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。                                   |              |        |
|   | なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。                                  |              |        |
|   |  |              |        |
|   |  |              |        |
|   | 実施日: 年 月 日   |              |        |
|   | 크마포 · 보 · C  |              |        |
|   | 設置者氏名:   |              |        |

記載者氏名: